持っている国民の割合」が近年伸び悩んでいる状況も踏まえて、改めて、食育の取組を推進し、国民に定着させるために、情報発信の強化や食育の取組の見える化、食育推進体制の更なる充実等により、行動変容に向けた機運の醸成を図ることが重要であるほか、継続して取組が行われるよう、国民一人一人が食を楽しみ、自ら食育を実践し、その成果を実感できるよう実施すること等に留意することが必要である。

また、食育の推進に関わる食生活改善推進員等の食育ボランティアは、令和６年度時点で約30.3万人と減少しているが、引き続き、地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されるため、食育ボランティアの活動を活性化していく必要がある。あわせて、「農林漁業教育」等の実践に関わる人材等、食や食育に関する知識や経験を有する者の育成や活用を図ることも求められる。

さらに、一部の都道府県では域内の市町村食育推進計画の作成割合が低い状況であることから、食育推進計画の作成・実施の促進が必要であり、地方公共団体内の関係部局間の連携を図りつつ、地域で多様な関係者が課題を共有し、各特性を活かして連携・協働して実効的に食育を進めることが重要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（食育に関する国民の理解の増進）

食や農林漁業をめぐる諸課題や食育の意義・必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代や様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示するなど効果的な情報提供の実施等により、国民の理解の増進を図り、全国において継続的に食育推進運動を展開する。特に、食料安全保障をめぐる国内外の状況等や食育の実施に関する科学的根拠等を踏まえた情報発信を実施することに留意する。

また、年代、性別、就業や食生活の状況等に応じて国民の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施するとともに、地方公共団体、関係団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育関係者による国民の多様なニーズに対応した取組や関連する分野（消費者向けの情報発信・教育等）と連携した取組を支援する。

その際、世代区分やその置かれた生活環境、健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体等を通じて提供される食に関する様々な情報に過剰に反応することなく、国内外の科学的知見や伝統的な知恵に基づき、的確な判断をすることが重要であるとの認識が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組むこととする。

（ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等）

食育を国民に適切に浸透させていくために、国民の生活に密着した活動を行っているボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援する。

その際、食生活改善推進員をはじめ、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動を、学校等との連携にも配慮して促進する。また、「農林漁業教育」等の実践に関わる地域人材の掘り起こし・活用に加えて、食や食育に関するセミナーの開催等を通じて、食育の推進に携わる人材等の育成を図るとともに、食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への積極的な参加を促進する。

また、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育関係者が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、民間等の食育活動に対する表彰を行う。

（食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立）

食育推進運動の展開に当たっては、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者による主体的な取組を促すとともに、国や地方公共団体も含めた関係者による広範かつ横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施する。また、文化や観光、環境、スポーツ等、様々な分野との協働等による食育に関する取組の拡大を促進する。

また、国民にとって身近な地域において、新たな食育の推進が図られるよう、地方公共団体の食育推進会議の設置・活性化や、地方公共団体内の保健部局や教育部局、農業・食品産業振興部局等の緊密な連携、食育推進計画における地域の地産地消に関する目標や本計画を踏まえた目標の設定、地域の関係者の協力による取組等を推進する。

さらに、地方公共団体等の食育推進計画の作成や取組が促進されるよう、食育推進基本計画の食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の見える化を実施する。

（食育月間及び食育の日の取組の充実）

毎年６月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。また、地方公共団体等が実施する食育に関連する月間やイベント等の運動等と連携して食育推進運動を実施する。

特に、「食育月間」中を基本として、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、全国規模の中核的行事を毎年開催し、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施する。

「食育月間」の実施に当たって、食育推進を担当する大臣は、同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱をあらかじめ定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表する。

また、一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と定め、「食育の日」の取組を活性化させるため、それぞれの取組主体が「家族そろって食卓を囲む」等のテーマを設定するなど創意工夫の上、実践的なものになるよう十分配慮しつつ取り組む。

（食育推進運動に資する情報の提供）

様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として、全国各地において食育推進運動を促進するため、食育を推進して成果を挙げている地域の事例や手法等を集約・見える化し、広く情報提供するほか、官民連携食育プラットフォームによる取組や各種ＳＮＳ等も活用した情報発信を行う。

また、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、生活習慣病予防の啓発活動や、健康寿命を延ばすことを目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・地方公共団体を表彰する。

（デジタル技術を活用した食育の推進）

デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による社会の変革）が一層進展する中で、ＳＮＳの活用やインターネット上でのイベント開催及び動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開等を推進する。

また、個人がいつでも手軽に使え、健全な食生活を実践する意欲を高め、自らの食生活の状況の把握や改善等につながる食育に関する優れたアプリ等の情報提供を行い、国民の行動変容を促す。

５．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

⑴　現状と今後の方向性

食育の推進により、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解を深めることが重要であり、「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図り、農山漁村の活性化や食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資することが求められている。また、食料・農業・農村基本法第14条においても、食料システムの一員である消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすことが求められている。